

次のような行為で、公正な競争を阻害するおそれがあるもの。

◆取引拒絶【不公正な取引方法(一般指定)第2項】

不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させること。

◆取引条件等の差別取扱い【不公正な取引方法(一般指定)第4項】

不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利又は不利な取扱いをすること。

◆事業者団体における差別取扱い等【不公正な取引方法(一般指定)第5項】

事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

◆不当廉売【独占禁止法第2条第9項第3号及び不公正な取引方法(一般指定)第6項】

商品を不当に低い価格で継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのあること。

◆抱き合わせ販売等【不公正な取引方法(一般指定)第10項】

商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させること、その他不当に取引を強制すること。

◆排他条件付取引【不公正な取引方法(一般指定)第11項】

自己が供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げたりするおそれのあること。

◆再販売価格の拘束【独占禁止法第2条第9項第4号】

小売業者等に自社商品の販売価格を指示すること。

◆拘束条件付取引【不公正な取引方法(一般指定)第12項】

取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引すること。

◆優越的地位の濫用【独占禁止法第2条第9項第5号】

取引上優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先に対し正常な商習慣に照らして不当に不利益を与えること。

◆競争者に対する取引妨害【不公正な取引方法(一般指定)第15項】

競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害すること。